

令和7年度 一関市指定給水装置工事事業者講習会

給水装置に関連する法令について

1. 指定給水装置工事事業者制度
(指定事業者制度)
2. 給水装置の構造及び材質の基準
(構造・材質基準)

一関市上下水道お客様センター
令和8年3月5日

1.指定給水装置工事事業者制度 (指定事業者制度)

改正水道法 平成30年12月12日制定

- ・ 第25条の2 指定の申請
- ・ 第25条の3 指定の基準
- ・ **第25条の3の2 指定の更新(改正水道法で新たに規定)**
- ・ 第25条の4 給水装置工事主任技術者
- ・ 第25条の7 変更の届出等
- ・ 第25条の8 事業運営の基準
- ・ 第25条の9 給水装置工事主任技術者の立会い
- ・ 第25条の10 報告又は資料の提出
- ・ 第25条の11 指定の取消し

水道法の一部改正 令和6年4月1日施行

※給水装置に関する権限を厚生労働大臣から国土交通大臣へ移管

指定の基準(水道法第25条の3)

①事業所ごとに「給水装置工事主任技術者」を選任すること。

②省令で定める機械器具を有すること。

- ・ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- ・ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ・ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ・ 水圧テストポンプ

③法律で定める欠格要件に該当しないこと。(誓約書の提出)

- ・ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者 など

指定の更新(水道法第25条の3の2)

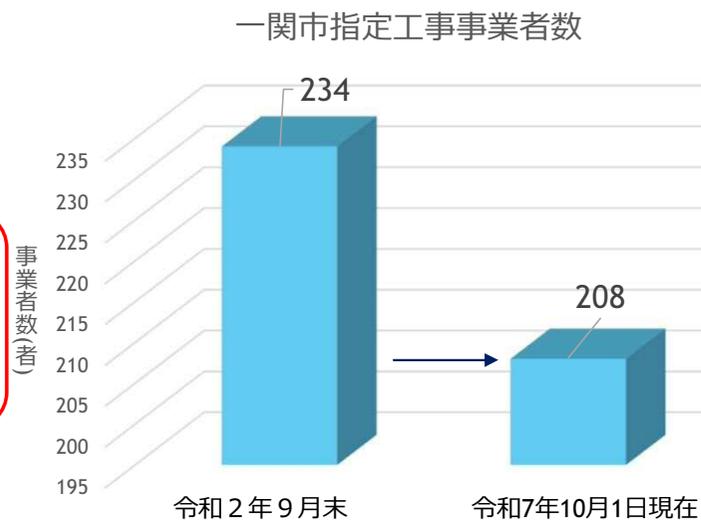
これまでの制度では...十分な事業実態の把握ができず、所在不明の指定事業者が多数存在

5年ごとの更新制度を採用

- ・所在不明事業者の減少
- ・指定事業者の資質の維持・向上

更新手続きを行わなければ... 指定事業者としての**効力を失う。**

※更新指定申請の受付期間は、
毎年度6月1日から8月31日まで



更新制度導入後の事業者数推移

給水装置工事主任技術者(水道法第25条の4)

- ①事業所ごとに主任技術者を選任すること。
- ②主任技術者を選任・解任したときは、遅滞なく届出を行うこと。
※主任技術者が欠けた場合は、その日から2週間以内に新たに選任しなければならない。
- ③工事従事者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
- ④主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - (1)給水装置工事に関する技術上の管理
 - (2)給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3)給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合していることの確認
 - (4)水道事業者との連絡又は調整

変更の届出等(水道法第25条の7)

◎ 指定事項に変更があった場合や、事業の廃止、休止又は再開したときは、水道事業者
に届け出なければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所、所在地
- ・ 法人の代表者、役員氏名
- ・ 選任されている給水装置工事主任技術者の
氏名又は免状の交付番号の変更

変更があった日から**30日以内**

- ・ 事業の廃止、休止 → 廃止又は休止の日から**30日以内**
- ・ 事業の再開 → 再開の日から**10日以内**

※様式はホームページに掲載

変更項目によって、提出書類が少しずつ変わりますので
ご注意ください。

事業運営の基準(水道法第25条の8)・・・水道法施行規則第36条

省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

- ①給水装置工事ごとに主任技術者を指名
- ②分岐工事等の施工時には、技能を有するものを配置
- ③分岐工事等は、承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に合うように施工
- ④研修の確保に努める
- ⑤構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しない／適さない機械器具を使用しない
- ⑥指名した主任技術者に工事記録を作成させ、3年間保存

主任技術者の立会い(水道法第25条の9)

水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

報告又は資料の提出(水道法第25条の10)

水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告または資料の提出を求めることができる。

指定の取消し(第25条の11)

◎以下に該当するときは、**指定を取り消す**ことができる。

- ①指定の基準に適合しなくなった
- ②主任技術者の選任・届出違反
- ③変更、廃止、休止、再開の届出違反または虚偽の届出
- ④適正な事業運営ができない
- ⑤検査における主任技術者の立会の求めに対し、正当な理由なくこれに応じない。
- ⑥報告・資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じない又は、虚偽の報告をした
- ⑦水道施設の機能に障害を与え、または与えるおそれ大きいと判断されるとき
- ⑧不正の手段により指定を受けた

2.給水装置の構造及び材質の基準 (構造・材質基準)

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

指定事業者は、給水装置工事を適正に施行することができると認められるものとして指定されている。

◎水道法施行令で定める7項目

- ①配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
→分水の穿孔離隔のこと。管強度や健全な水圧、水量の確保に関するもの。
- ②配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
→過大口径であると水が滞留し、健全な水質を保てないため。
- ③配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
→配水管の水圧低下や水撃圧の発生防止のため。
- ④水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
→給水装置の耐圧に関すること。不浸透質の材料により作られたもので、継目等から水が漏れ、又は汚水が吸引されるおそれがないものでなければならないとしたもの。

⑤凍結、破損、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

→凍結や破壊を防ぐため、地下の一定以上の深さに埋設すること。

埋設しない場合は管に防食、保温工事等を施すこと。

⑥当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

→受水槽以降の給水管や井戸水等と連結してはならないということ。

⑦水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

→水を受ける容器や施設等に給水する給水装置にあつては、給水装置内が負圧になった場合に貯留水等が逆流するおそれがあるので、それらと十分な吐水口空間を保持する、又は有効な逆流防止措置を具備すること。

◎ 構造材質基準の適合品

給水装置に用いる給水管や給水用具は『**基準適合品**』でなければならない。

基準適合品とは...

- ・ 製造業者等が、自らの責任で証明する「自己認証」
- ・ 製造業者等が、第三者機関に依頼して、適合品であることを証明してもらう「第三者認証」
- ・ 基準を満足する製品規格の適合品である証明があるもの 「JIS規格」「JWWA」等

日本産業規格品	JISマーク
(社)日本水道協会認証品	JWWAマーク、検査証印
第三者認証品	各団体認証マーク
自己認証品	自社検査証印

第三者認証機関の認証マーク

				【参考】(公社)日本水道協会 特別基準適合品マーク 
公益社団法人 日本水道協会	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	一般財団法人 日本燃焼機器検査協会	一般財団法人 電気安全環境研究所	基準省令の基準に加え、他の性能 を付記した基準に適合していること を示すマーク

JIS認証品とJWWA規格等の団体規格検査合格品の証明表示方法

【参考】

	製品への適合証明の表示方法	
JIS認証品	 認証制度のマーク	 水道用のマーク
JWWA規格等の 団体検査合格品	 日本水道協会 の検査証印	 サドル付分水栓等の水道事業 者の仕様に基づく検査に合 格した製品に貼付される証紙



【参考文献】

- 1)公益財団法人 日本水道協会 『指定給水装置工事事業者研修テキスト2024』、2024版、144ページ
- 2)公益財団法人 給水工事技術振興財団 『給水装置工事技術指針2025』、2025、P331～P335